

## 訪問理美容サービス利用助成 登録事業者を募集します

在宅の高齢者や障がい者を訪問し、理美容サービスを提供する事業者を募集します。

### 要件

---

次のすべてに該当すること。

- (1)出張理美容を行うことについて、上田保健所から承認を得ていること
- (2)所定の講習を受講済または資格を有する者が行うこと
- (3)賠償責任保険に加入していること
  - ・身体賠償 賠償限度額 1 事故につき 5,000 万円以上
  - ・財物賠償 賠償限度額 300 万円以上

### 助成

---

利用者の居宅において訪問理美容サービスを提供する際の出張経費相当

(一回あたり上限 2,095 円)。

### 事業の流れ

---

- (1)利用希望者が市へ助成申請書を提出します(利用したいお店を登録事業者から選択)。
- (2)市が通知等を送付します。
  - 利用者へ・・・「サービス助成決定通知書」と「助成券」
  - 登録事業者へ・・・「依頼書」
  - (利用者の交付番号や氏名、有効期限、利用可能回数などをお知らせします)
- (3)利用者と実施日を調整し、サービスを提供してください。
  - (サービス実施前に、交付番号や有効期限が適切であることを確認します)
- (4)サービス実施後に、利用者から記名・押印をした助成券を受け取ります。
- (5)助成額以外(理美容料(カット代金など))を、利用者から徴収します。
- (6)「実施報告書」と「請求書」を作成し、助成券を添えて市へ提出してください。

(7) 請求書で指定した口座に市が出張経費相当を振り込みます。

## 訪問理美容開始時期

---

令和 5 年 4 月予定

## 登録申請

---

次の書類を上田市高齢者介護課または障がい者支援課に提出

- (1) 登録事業者申請書
- (2) 出張理美容を行うことについて、上田保健所から承認を得ていることが確認できる書類
- (3) 講習の受講済証または資格者証
- (4) 賠償責任保険に加入していることが確認できる書類
- (5) 訪問理美容サービスの料金表(出張経費が明らかであること)

## お問い合わせ先

---

〒386-8601

長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号

高齢者介護課高齢者支援担当

Mail:korei@city.ueda.nagano.jp

Tel:0268-23-5131

Fax:0268-29-4466

障がい者支援課

Mail:

shogaisien@city.ueda.nagano.  
jp

Tel:0268-23-5158

Fax:0268-29-4466